○法務省告示第二百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　技能実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社海渡	東京都豊島区長崎六丁目十番八号	非加熱性水産加工食品製造

二　対象となる者　平成二十二年七月一日から平成二十五年二月一日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百九十八号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
CAO MINH GARMENT PRIVATE ENTERPRISE	63A NGUYEN VAN LUONG、PHUONG 10、QUAN GO VAP、HO CHI MINH CITY、VIETNAM

二　前号の機関から技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
有限会社ケンエレガンスモリオカ	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第十一地割八番地二

三　第一号の機関に所属する外国人が技能実習の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって本邦に入国できる期間　平成二十二年七月一日から平成二十三年六月八日まで

○法務省告示第二百九十九号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
無錫守金模具制作有限公司	中国江蘇省無錫市錫山経済開発区外商工業園

二　前号の機関から技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社守山金型製作所	滋賀県守山市勝部四丁目一番六号

三　第一号の機関に所属する外国人が技能実習の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって本邦に入国できる期間　平成二十二年七月一日から平成二十四年十月十六日まで

○法務省告示第三百号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する事業上の関係を有する外国の公私の機関を定める省令（平成二十一年法務省令第五十二号）第二号の規定に基づき、技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関を次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

法務大臣　千葉　景子

一　本邦の公私の機関と事業上の関係を有する外国の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
昆山海特木業有限公司	中国江蘇省昆山市経済技術開発区東部工業区
HITECHWOOD（THAILAND）CO，LTD	119MOO、8KANJANAVANIT ROAD、BANDRU、HATYAI、SONGKHLA、THAILAND

二　前号の機関から技能実習生を雇用契約に基づいて受け入れる本邦の公私の機関の名称及び所在地

名称	所在地
ハイテクウツド株式会社	秋田県山本郡三種町鵜川字八幡台百二十六番地

三　第一号の機関に所属する外国人が技能実習の在留資格（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもって本邦に入国できる期間　平成二十二年七月一日から平成二十四年十二月二十八日まで

○財務省告示第百八十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十二年四月十三日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

財務大臣　菅　**直**人

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第三回	五億円	九十六円三十三銭
〃	〃	五億円	九十六円三十八銭
〃	〃	二億円	九十六円四十三銭
〃	〃	一億円	九十六円四十六銭
〃	〃	一億円	九十六円五十一銭
〃	第五回	五億円	九十七円三十二銭
〃	〃	十五億円	九十七円三十五銭